KENKO FIRST TOKYO

受動喫煙防止対策

施設管理者向け
標識掲示パンフレット

このパンフレットは、事務所、飲食店、ホテルなど多数の者が利用する施設における屋内の喫煙環境整備についてご案内する資料です。

なお、学校・病院・児童福祉施設その他の受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者などが主として利用する施設は、屋内に喫煙をすることができる場所を設けることができないため、このパンフレットの対象外となります。これらの施設に関するご質問は、裏表紙にあります相談窓口までお寄せください。

東京都福祉保健局

受動喫煙防止のための新しいルールがつくられました。

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされています。

国及び東京都では、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響を未然に防ぐため、「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」を2018年に制定し、公共の場所における受動喫煙防止対策をより一層推進することとしました。法律及び条例では、飲食店などの「多数の者が利用する施設」における喫煙などについて、一定の規制を行っています。

例えば、屋内に喫煙をすることができる場所を設ける際は、施設管理者には施設出入口への標識の掲示義務が課されました。標識の掲示を怠り、行政による指導等にも従わない悪質な場合には、行政処分（過料適用）の対象となります。

東京都は、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指しています。都民の健康にさまざまな悪影響を及ぼす受動喫煙を未然に防止するため、新しいルールへのご理解・ご協力をよろしくお願いします。

数字でみる受動喫煙による健康への悪影響

日本の受動喫煙による年間死亡者数（推計値）

1万5千人

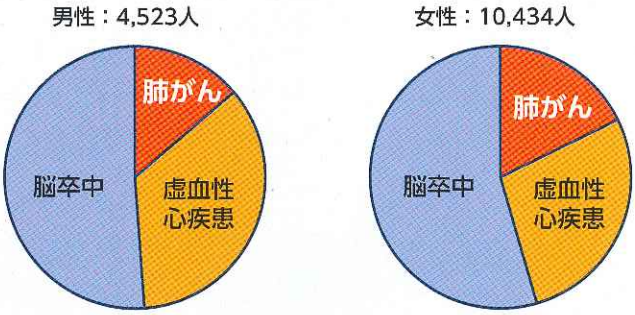

受動喫煙による疾患リスクの高まり

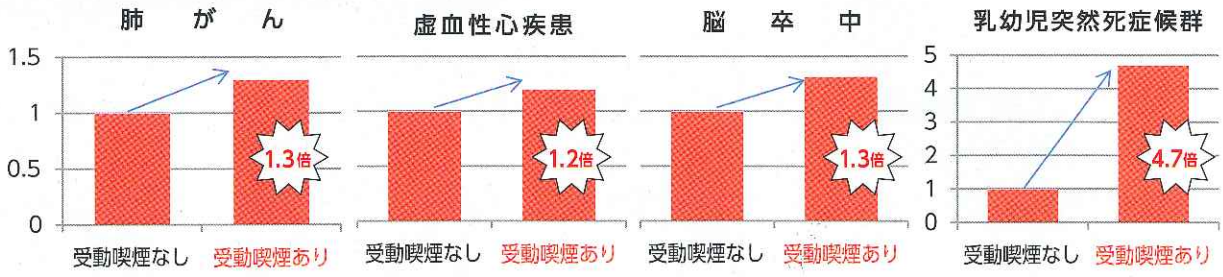

出典）厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書（厚生労働省）
「喫煙と健康　喫煙の健康影響に関する検討会報告書」（国立がん研究センターがん情報サービス）

本人が喫煙していなくても、受動喫煙によって、肺がんをはじめとする様々な疾患のリスクが高くなります。

新しいルールを遵守し、受動喫煙による健康への悪影響から
大切な施設利用者や従業員を守りましょう

あなたの施設（屋内部分）に必要な対策は？

あなたの施設ではたばこの対面販売を行っていますか？
ⓐ 行っている
ⓑ 行っていない

ⓐ → あなたの施設は喫煙場所の提供を主たる目的とする施設（たばこ販売店やシガーバーなど）ですか？
ⓐ はい
ⓑ いいえ

ⓑ → あなたの施設は飲食店・喫茶店ですか（設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われていますか）？
ⓐ はい
ⓑ いいえ

ⓐ → あなたの施設は以下の４要件を全て満たしていますか？
●2020年４月１日現在既に営業している
●客席面積100㎡以下
●個人又は中小企業
（資本金５千万以下）が経営
●従業員を雇用していない
ⓐ はい
ⓑ いいえ

ⓐ → **A**
飲食店
（既存小規模店）
3～4ページへ

ⓑ → **B**
飲食店（その他）
5～6ページへ

ⓑ → **E**
その他施設
9ページへ

ⓑ → あなたの施設は次のどれに当てはまりますか？
ⓐ「シガーバー（スナックの形態も可）【注】」
ⓑ「たばこ販売店」
ⓒ ⓐとⓑいずれにも当てはまらない

ⓒ → ⓐ → **C**
シガーバー（スナック）
7ページへ

ⓒ → ⓑ → **D**
たばこ販売店
8ページへ

【注】設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものに限る。

A 飲食店（既存小規模店）における対策

①「2020年4月1日現在既に営業している」②「客席面積100㎡以下」③「個人又は企業（資本金5千万以下）が経営」④「従業員を雇用していない」という4つの要件を満たした飲食店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

1. 全面禁煙にする場合

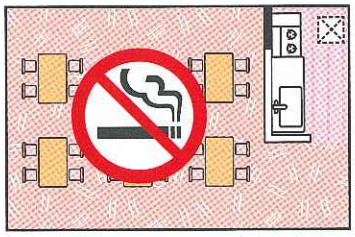

店舗出入口に禁煙標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「全面禁煙」であることが一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑧を貼りましょう。**

▶**2019年9月1日から義務化されます。**

シール⑧「禁煙標識」

2. 客席とは別に、喫煙専用ルーム（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）

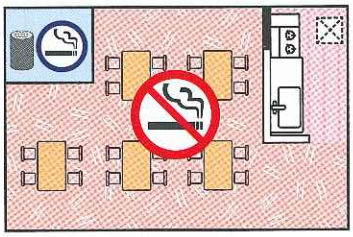

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム（飲食等不可）の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。**

▶**2020年4月1日から義務化されます。**

シール①「喫煙専用室標識」

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「喫煙専用ルームが店内にあること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。**

▶**2019年9月1日から義務化されます。※**

シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。
技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

※飲食店出入口に掲示する標識の経過措置について（2019.9.1～2020.3.31）

飲食店においては、2020年4月1日の法律と条例の全面施行より前の2019年9月1日から、店舗出入口の標識掲示義務が開始されます。全面施行時には、喫煙室を設置する（又は屋内喫煙可とする）場合は、その喫煙室が法律で定められた技術的基準を満たす必要がありますが、全面施行より前の時点では、技術的基準を満たすことが義務化されていないため、基準を満たしていない喫煙室や分煙エリアも存在することが想定されます。

そのため、2019年9月1日から全面施行までの間は、店舗出入口に「店舗に喫煙場所があるか禁煙か」が容易に判断できる標識を掲示してあればよく、店舗内の喫煙室が技術的基準を満たしているかどうか、また、掲示している標識に「20歳未満の者は立入禁止」であることが示されているかどうかは問われません。

3. 客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置）

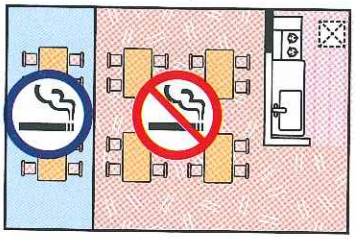

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙可能な場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：下記のシール⑤を貼りましょう。**
※加熱式たばこのみ喫煙可とする場合：下記のシール③を貼りましょう。
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「喫煙可能な客席があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：下記のシール⑦を貼りましょう。**
※加熱式たばこのみ喫煙可とする場合：下記のシール④を貼りましょう。
▶**2019年９月１日から義務化されます。※**

シール⑤「喫煙可能室標識」

シール③
「指定たばこ専用喫煙室標識」

シール⑦
「喫煙可能室設置施設標識」

シール④
「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。
20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

4. 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙可能室の設置）

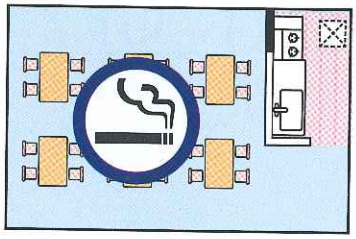

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑥を貼りましょう。**
▶**2019年９月１日から義務化されます。※**

シール⑥「喫煙可能室標識」

屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。
20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

B 飲食店（その他）における対策

A「飲食店（既存小規模店）」に当てはまらない飲食店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

1. 全面禁煙にする場合

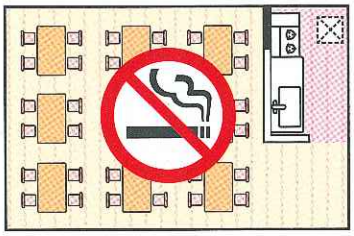

店舗出入口に禁煙標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「全面禁煙」であることが一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

- **同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑧を貼りましょう。**
- **2019年９月１日から義務化されます。**

シール⑧「禁煙標識」

2. 客席とは別に、喫煙専用ルーム（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）

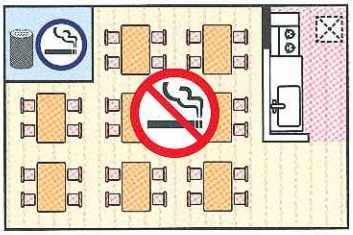

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム（飲食等不可）の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

- **同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。**
- **2020年４月１日から義務化されます。**

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「喫煙専用ルームが店内にあること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

- **同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。**
- **2019年９月１日から義務化されます。※**

シール①「喫煙専用室標識」

シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

3. 客席の一部を加熱式たばこのみ喫煙可にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）

加熱式たばこの喫煙に限れば、客席の一部を喫煙可にすることができます。

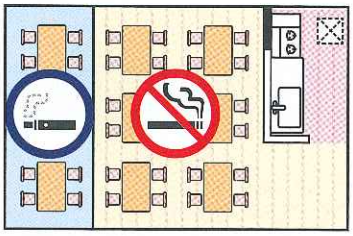

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「加熱式たばこのみ喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

- **同封のステッカーを活用する場合：右記のシール③を貼りましょう。**
- **2020年４月１日から義務化されます。**

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「加熱式たばこのみ喫煙可の場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

- **同封のステッカーを活用する場合：右記のシール④を貼りましょう。**
- **2019年９月１日から義務化されます。※**

シール③
「指定たばこ専用喫煙室標識」

シール④
「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

※飲食店出入口に掲示する標識の経過措置について（2019.9.1～2020.3.31）

飲食店においては、2020年４月１日の法律と条例の全面施行より前の2019年9月1日から、店舗出入口の標識掲示義務が開始されます。全面施行時には、喫煙室を設置する（又は屋内喫煙可とする）場合は、その喫煙室が法律で定められた技術的基準を満たす必要がありますが、全面施行より前の時点では、技術的基準を満たすことが義務化されていないため、基準を満たしていない喫煙室や分煙エリアも存在することが想定されます。

そのため、2019年9月1日から全面施行までの間は、店舗出入口に「店舗に喫煙場所があるか禁煙か」が容易に判断できる標識を掲示してあればよく、店舗内の喫煙室が技術的基準を満たしているかどうか、また、掲示している標識に「20歳未満の者は立入禁止」であることが示されているかどうかは問われません。

C シガーバー（スナック）における対策

シガーバー（スナック）は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。
シガーバー（スナック）とは、たばこの対面販売を行い、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものをいいます。

1. 客席の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）

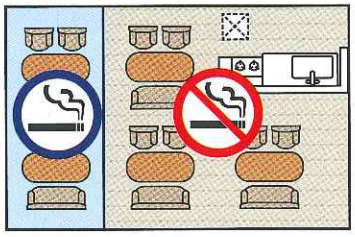

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙を目的とする場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑨を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑨「喫煙目的室標識」

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「喫煙可能な客席があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑪を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑪「喫煙目的室設置施設標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

2. 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）

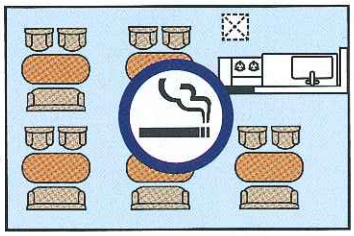

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑩を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑩「喫煙目的室標識」

屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

D たばこ販売店における対策

たばこ販売店は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。

1. 施設の一部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）

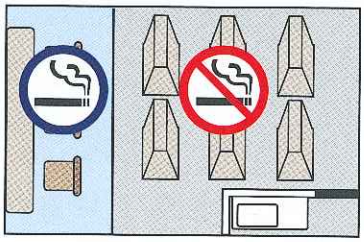

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙を目的とする場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑫を貼りましょう。**

▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑫「喫煙目的室標識」

② 店舗の出入口に標識を掲示する

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「店内に喫煙可能な場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑭を貼りましょう。**

▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑭「喫煙目的室設置施設標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

2. 屋内全部を喫煙可にする場合（＝喫煙目的室の設置）

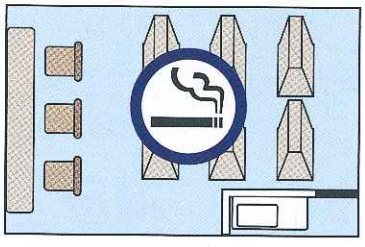

店舗出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「全面喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール⑬を貼りましょう。**

▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール⑬「喫煙目的室標識」

屋内喫煙可とする場合は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

E その他施設における対策

ホテル、事務所などのＡ～Ｄに当てはまらないその他施設は、以下のいずれかの喫煙環境を選ぶことができます。
なお、家庭やホテル・宿泊施設の客室など、プライベート空間は法律・条例による規制の対象外です。

1. 全面禁煙にする場合

施設管理者の義務はありません。

2. 施設の一部に、喫煙専用ルーム（飲食等不可）を設置する場合（＝喫煙専用室の設置）

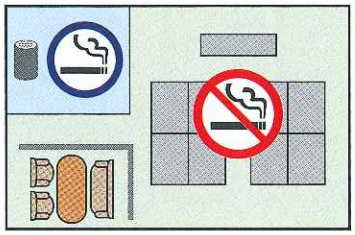

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙専用ルーム（飲食等不可）の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「喫煙専用の場所であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール①を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール①「喫煙専用室標識」

② 施設の出入口に標識を掲示する

施設出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「喫煙専用ルームが施設内にあること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール②を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール②「喫煙専用室設置施設等標識」

3. 施設の一部を加熱式たばこのみ喫煙可（飲食可）にする場合（＝加熱式たばこ専用喫煙室の設置）

加熱式たばこの喫煙に限れば、施設の一部を喫煙可にすることができます。

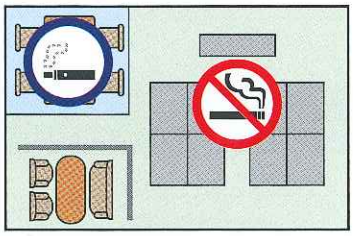

① 喫煙室の出入口に標識を掲示する

喫煙室の出入口に喫煙室標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、その場所が「加熱式たばこのみ喫煙可であること」「20歳未満の者は立入禁止であること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール③を貼りましょう。**
▶**2020年４月１日から義務化されます。**

シール③
「指定たばこ専用喫煙室標識」

② 施設の出入口に標識を掲示する

施設出入口に標識を掲示することが義務付けられています。
標識は、「施設内に加熱式たばこのみ喫煙可の場所があること」が一目でわかるようにする必要があります（マークでも可）。

▶**同封のステッカーを活用する場合：右記のシール④を貼りましょう。**
▶**2020年4月１日から義務化されます。**

シール④
「指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識」

設置する喫煙室は2020年4月以降、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。技術的基準については、10ページをご確認ください。

20歳未満の者は喫煙可能場所への立ち入りが禁止されています。施設管理者には、20歳未満の者を立ち入らせない義務が発生します。

喫煙室（屋内全部を喫煙可とする場合を含む）の技術的基準

多数の者が利用する施設の屋内に喫煙をすることができる場所を設けるときは、法律で定められた技術的基準を満たしていなければいけません。法律で定められた技術的基準は以下のとおりです。

① 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が 0.2m／秒以上であること
② たばこの煙（蒸気を含む）が室内から室外に流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること
※ 施設内が複数階に分かれている場合には、フロア分煙をする（上階を喫煙フロアとする）ことが可能です
※ 屋内全てを喫煙可とする飲食店（既存小規模店）は、②の要件のみ満たす必要があります

なお、法律・条例の全面施行時（2020 年 4 月 1 日）に既に存在している建物であって、管理者の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合は、上記技術的基準に一定の経過措置が設けられています。

（参考）屋外に喫煙所を設置する場合の配慮義務

屋外の喫煙場所設置に関する規制は法律や条例では設けられておらず、施設管理者は屋外の敷地に喫煙場所を設置することが可能です。しかしながら、施設管理者には屋内外を問わず、喫煙場所を設置するときには、受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮することが法律で義務付けられています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、その場所が周囲に人が集まる場所でないか、注意するようにしましょう。また、たばこの煙は上に流れていきます。喫煙場所の上に、窓や換気扇などがないか（煙が屋内へ流入していないか）、よく確認しましょう。

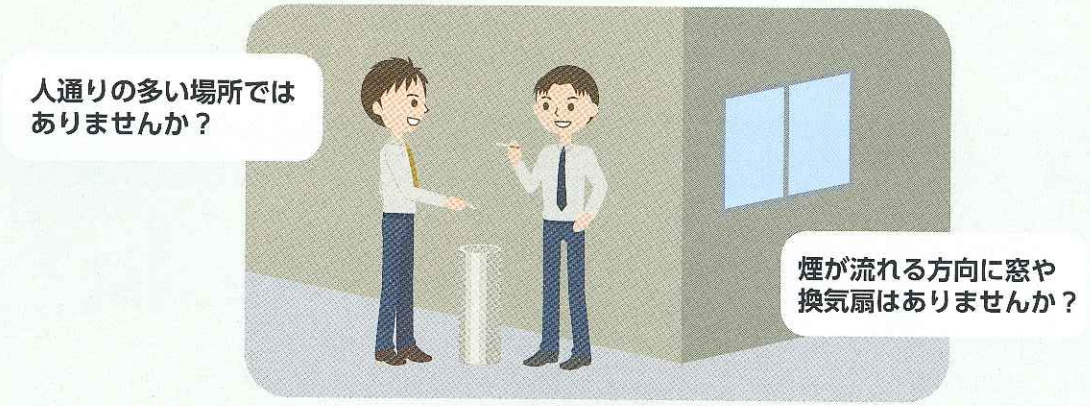

（参考）標識の多言語表記について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人がより一層増加することが見込まれます。外国からのお客様にも、入店・入室前に施設の喫煙環境についてお知らせできるよう、東京都では、標識の多言語化を推奨しています。

同封のステッカーには、英語表記のほか、中国語・韓国語表記のシールもあります。ぜひご活用ください。

標識（シール型）の追加配布を希望する方は

各種標識及び本パンフレットは、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」よりダウンロードできます。
また、標識（シール型）をご希望の場合は、以下の相談窓口や保健所にて配布しております。

東京都受動喫煙防止条例　検索

URL：http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

受動喫煙防止対策相談窓口等

東京都では、受動喫煙防止対策に関する都民や事業者の方々のお問合せに対応するため、相談窓口を開設しています。このパンフレットを読んでわからないことがあった場合も、お気軽にお問い合わせください。

受動喫煙防止対策に関する
ご相談・お問合せはこちらまで

もくもくゼロ
0570-069690

月～金（祝日・年末年始除く）　9時～17時45分
※相談料は無料ですが、別途通話料がかかります。

また、東京都福祉保健局ホームページ「とうきょう健康ステーション」（上記URL参照）では、AIチャットボットサービスによるお問合せへの自動応答サービスを行っております（24時間365日対応）。あわせてご活用ください。

＜喫煙専用室設置に関する専門アドバイザーによる相談事業＞

東京都では、2020年4月の法律・条例の全面施行に向け、喫煙専用室等を設置しようとする施設に対し、個別の課題に応じた専門アドバイザーによる無料相談を行っています。ぜひご利用ください。

・対　　象　東京都内に所在する施設（例：事務所（職場）、飲食店、宿泊施設など）
・相談事例　「喫煙専用室の設置に当たって必要な要件を知りたい」
　　「既存の喫煙場所が喫煙専用室の要件に適合するか調べたい」　など

～無料相談の申込は、上記相談窓口（0570-069690）までご連絡ください。～

喫煙専用室の設置等に関する補助金・助成金について

＜東京都による補助事業（平成31年度予定）＞

(1) 補助対象　：東京都内の中小飲食店及び宿泊施設
(2) 補助率　　：① 客席面積100㎡以下の中小飲食店　10分の9
　　② ①以外の中小飲食店及び宿泊施設　　5分の4
(3) 補助上限額：400万円

※ 具体的な募集開始日などは、決まり次第、別途お知らせします。
※また、経営上の相談やアドバイスを受けたい中小飲食店・宿泊施設を対象に、中小企業診断士などの専門家を派遣します。

～ 上記の申込は、産業労働局観光部受入環境課（03-5320-4627）までご連絡ください。～

＜国による助成事業（受動喫煙防止対策助成金）＞

(1) 助成対象　：一定の要件を満たした中小企業事業主
(2) 補助率　　：① 飲食店を営んでいる事業場　　3分の2
　　② ①以外の小売業、サービス業、卸売業、その他の業種　2分の1
(3) 補助上限額：100万円

※ 対象となる事業主の要件や助成対象となる措置などは、厚生労働省ホームページをご参照ください。
※ ご不明な点は、事業場のある都道府県労働局にご相談ください。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
R70
古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています

2019年3月発行　登録番号（30）389
東京都福祉保健局保健政策部健康推進課　03－5320－4361
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号